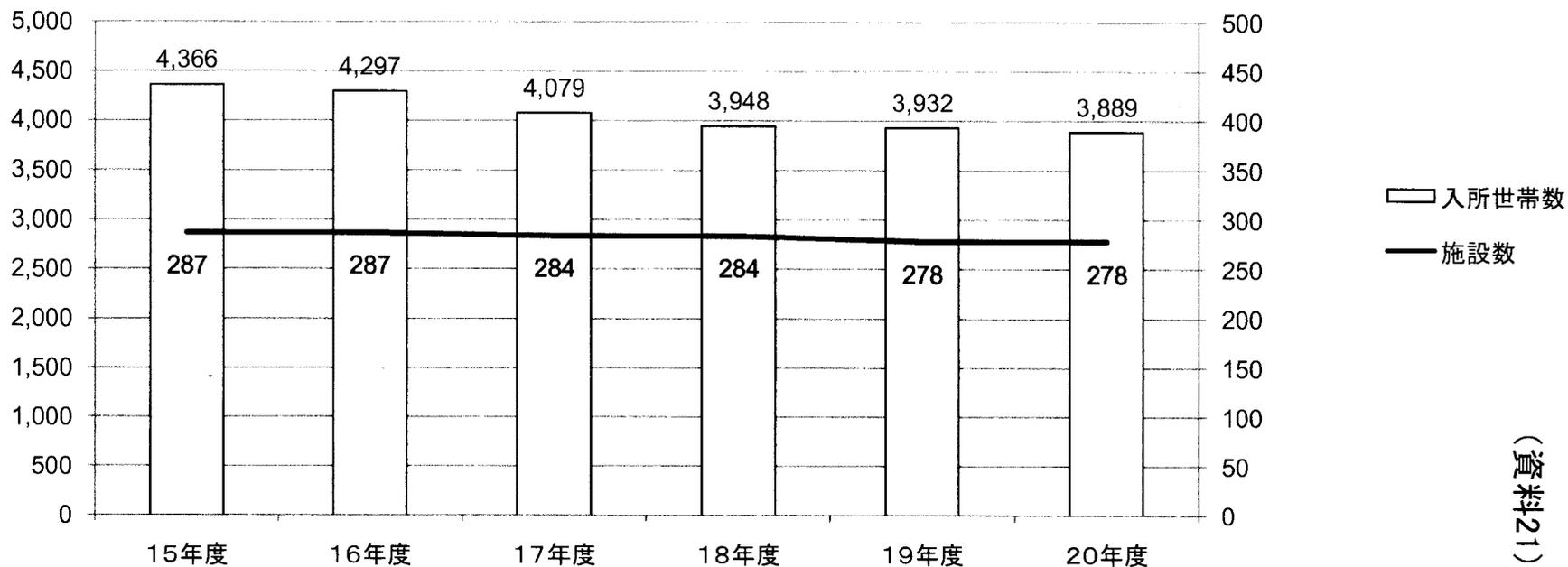


母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移



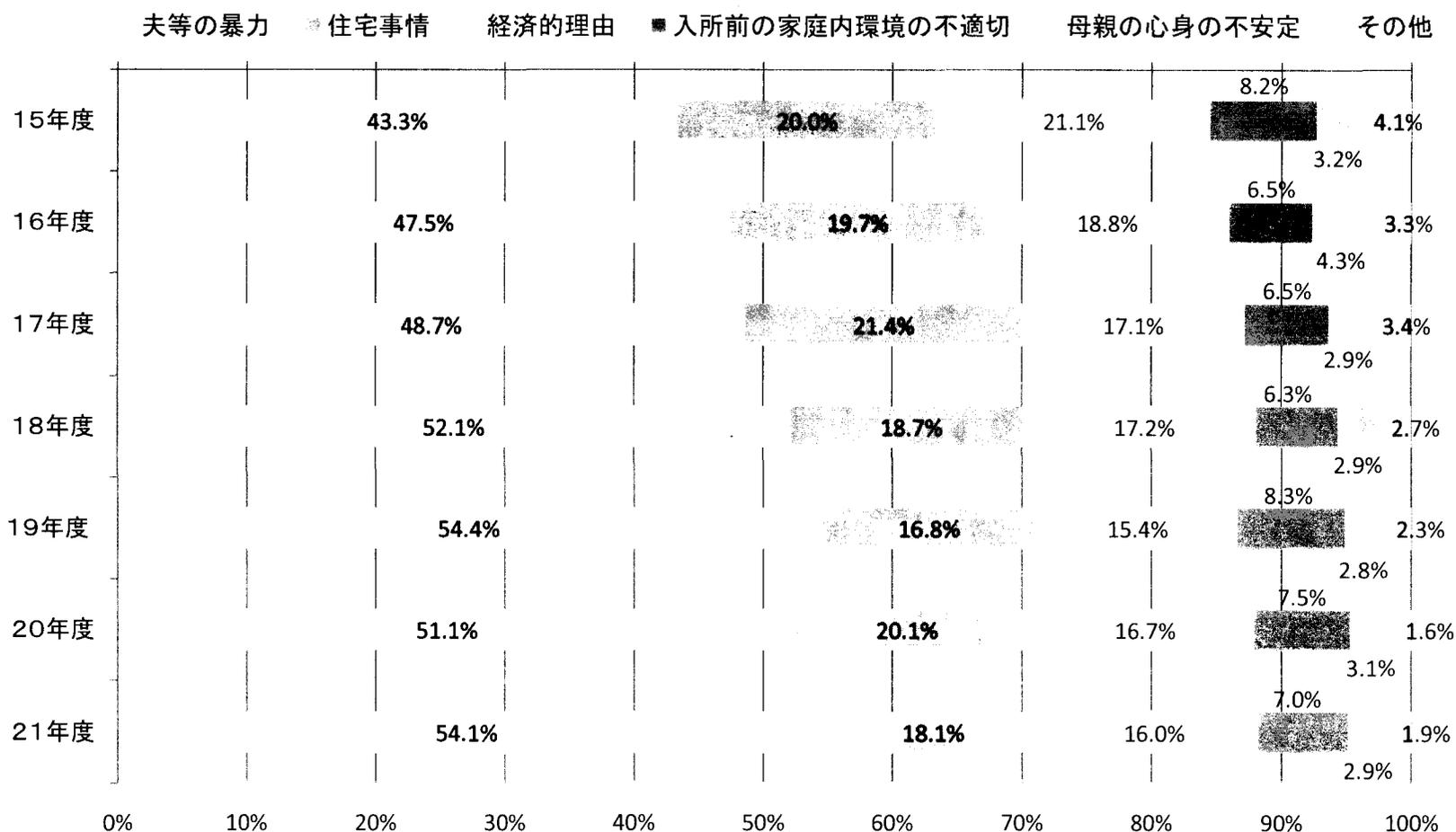
(資料21)

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」及び家庭福祉課調べ（各年度末）

(1) 入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

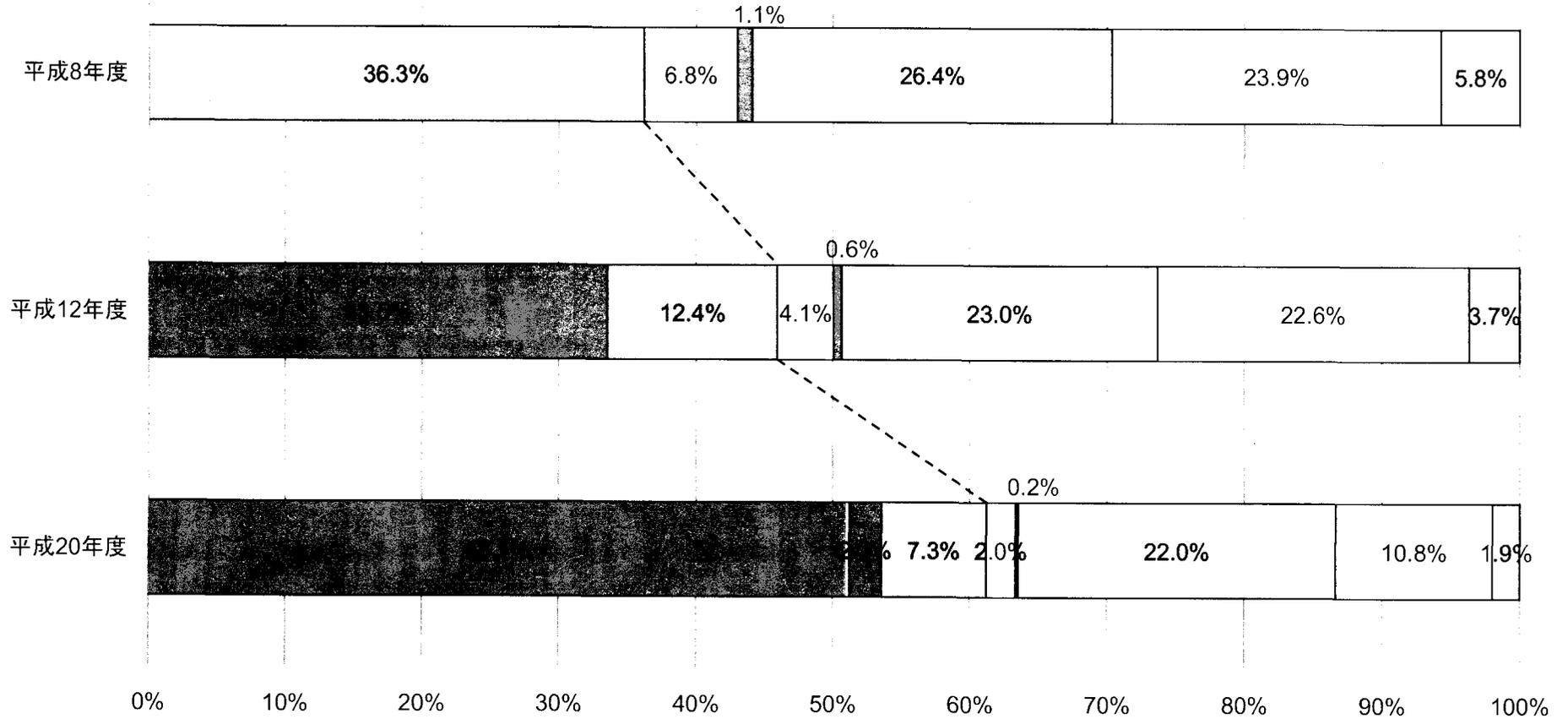
母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

 夫などの暴力
 児童虐待
 入所前の家庭環境の不適切
 母親の心身の不安定
 職業上の理由
 住宅事情
 経済事情
 その他



資料: 全国母子生活支援施設実態調査(社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ)

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。

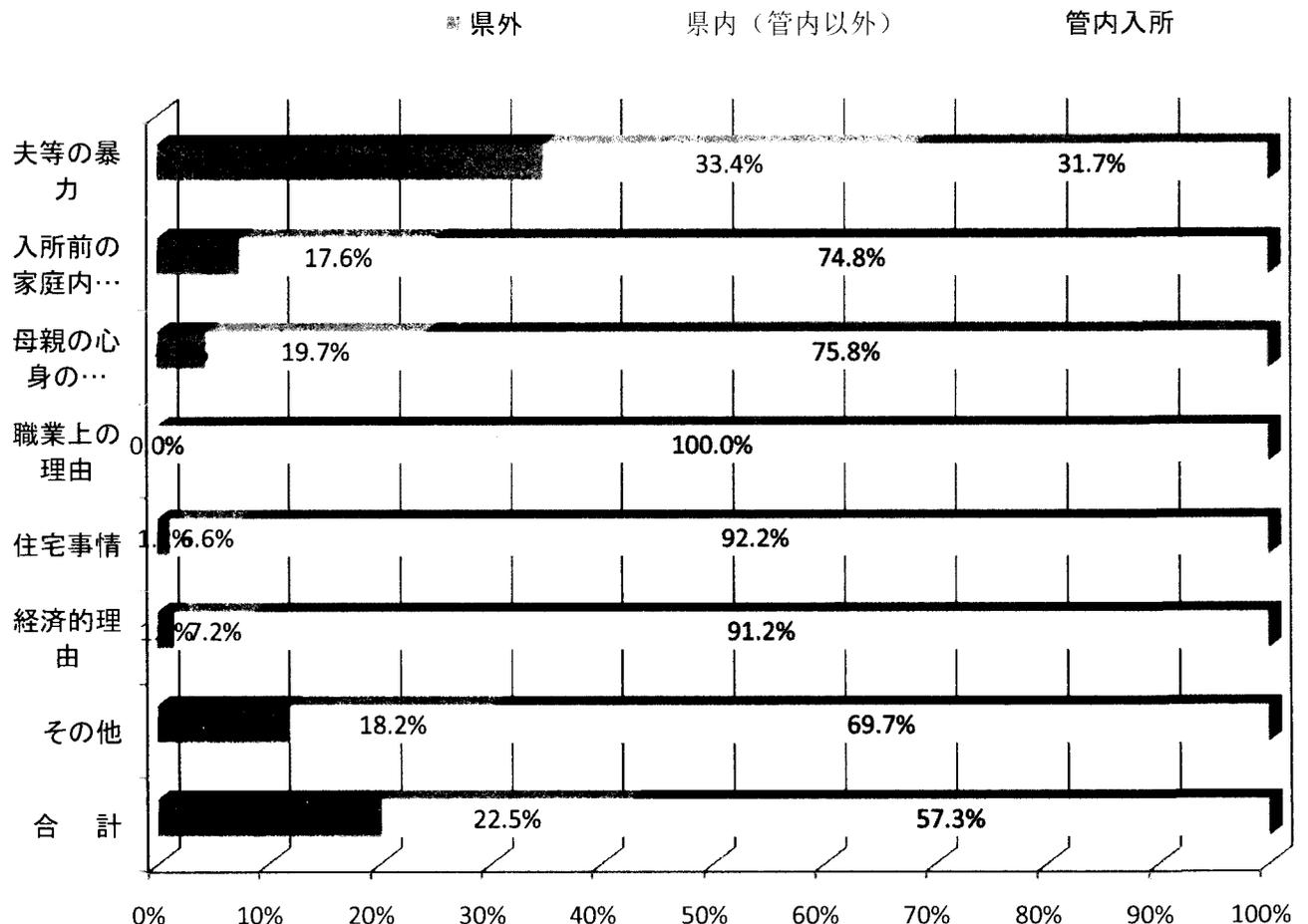
平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

(2) 広域入所の進展

- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所」「広域入所(県内)」「広域入所(県外)」がほぼ3分の1ずつとなっている。
- 「夫等の暴力」以外の理由とする入所については、管内入所が大部分を占めるが、「夫等の暴力」を理由とする入所の割合が増加しているため、合計で見ても、広域入所が4割を超えている。

母子生活支援施設新規入所 (世帯数)

	広域入所		管内入所	合計
	県外	県内		
夫等の暴力	428 (34.9%)	410 (33.4%)	389 (31.7%)	1227 (100%)
入所前の家庭内環境の不適切	12 (7.6%)	28 (17.6%)	119 (74.8%)	159 (100%)
母親の心身の不安定	3 (4.5%)	13 (19.7%)	50 (75.8%)	66 (100%)
職業上の理由	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
住宅事情	5 (1.2%)	27 (6.6%)	379 (92.2%)	411 (100%)
経済的理由	6 (1.6%)	26 (7.2%)	331 (91.2%)	363 (100%)
その他	4 (12.1%)	6 (18.2%)	23 (69.7%)	33 (100%)
合計	458 (20.2%)	510 (22.5%)	1301 (57.3%)	2269 (100%)

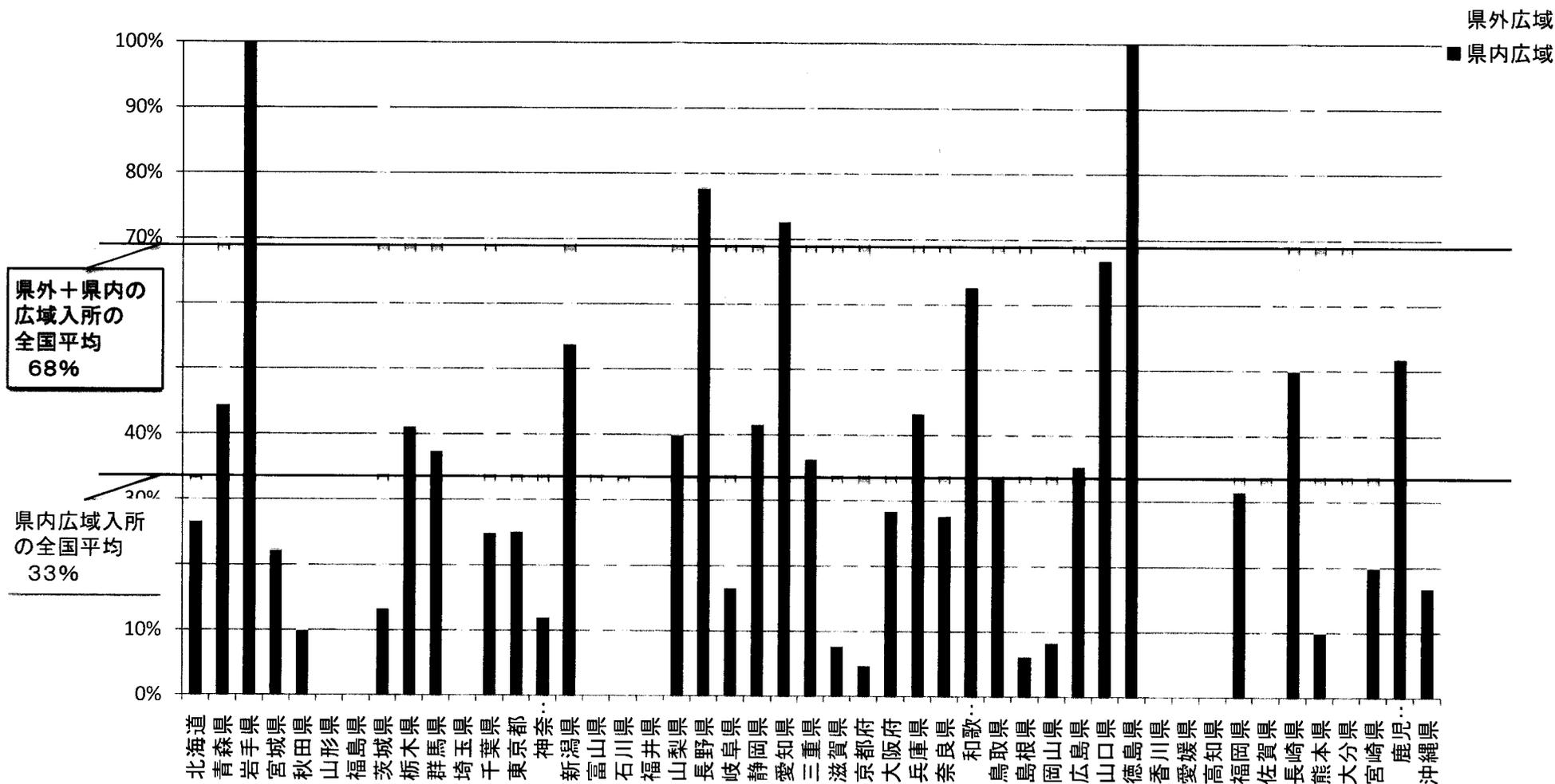


(出典)雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成21年度)

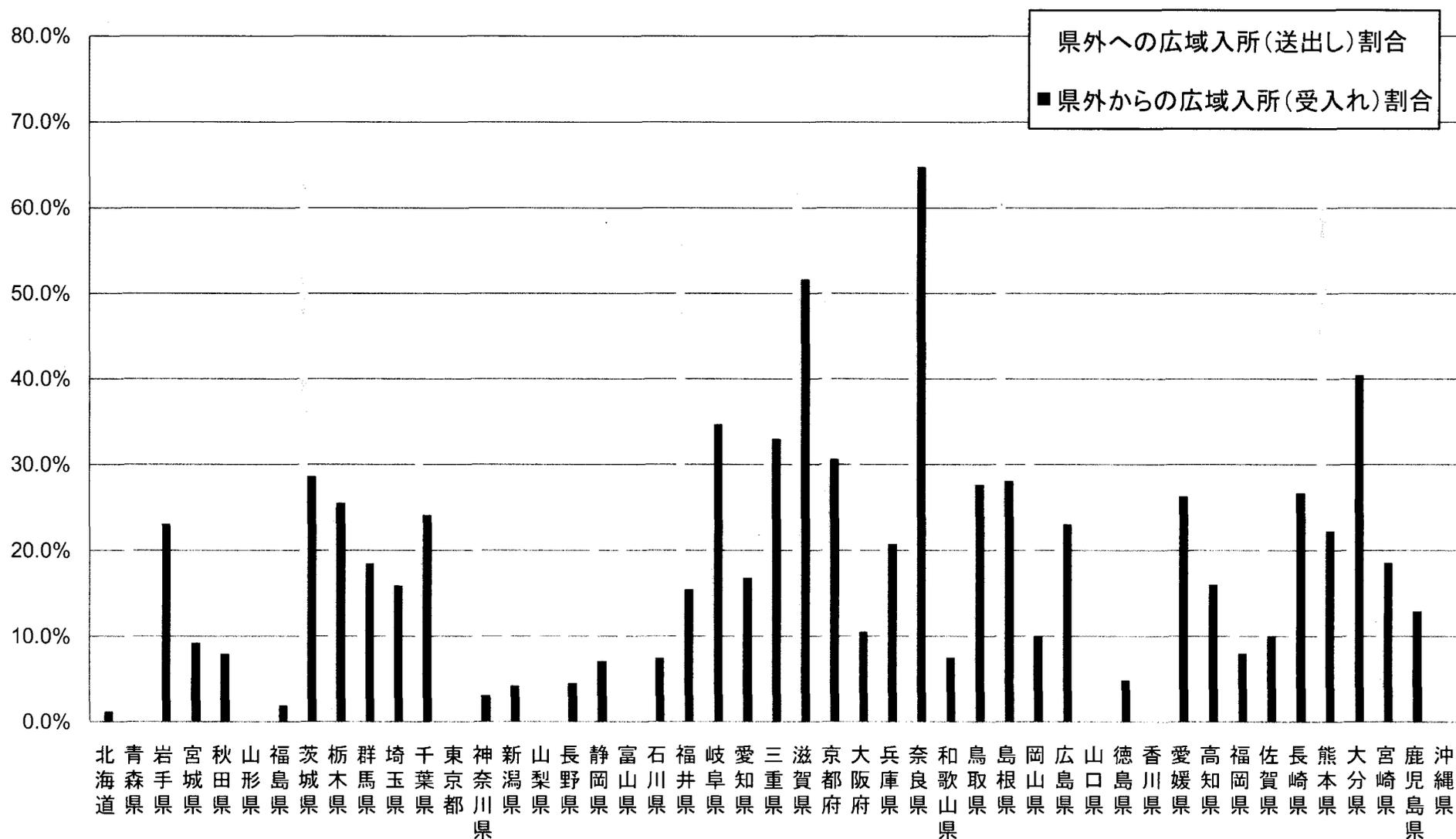
(3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
- 広域入所の「送出し」も「受入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況 《送出し》



母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)

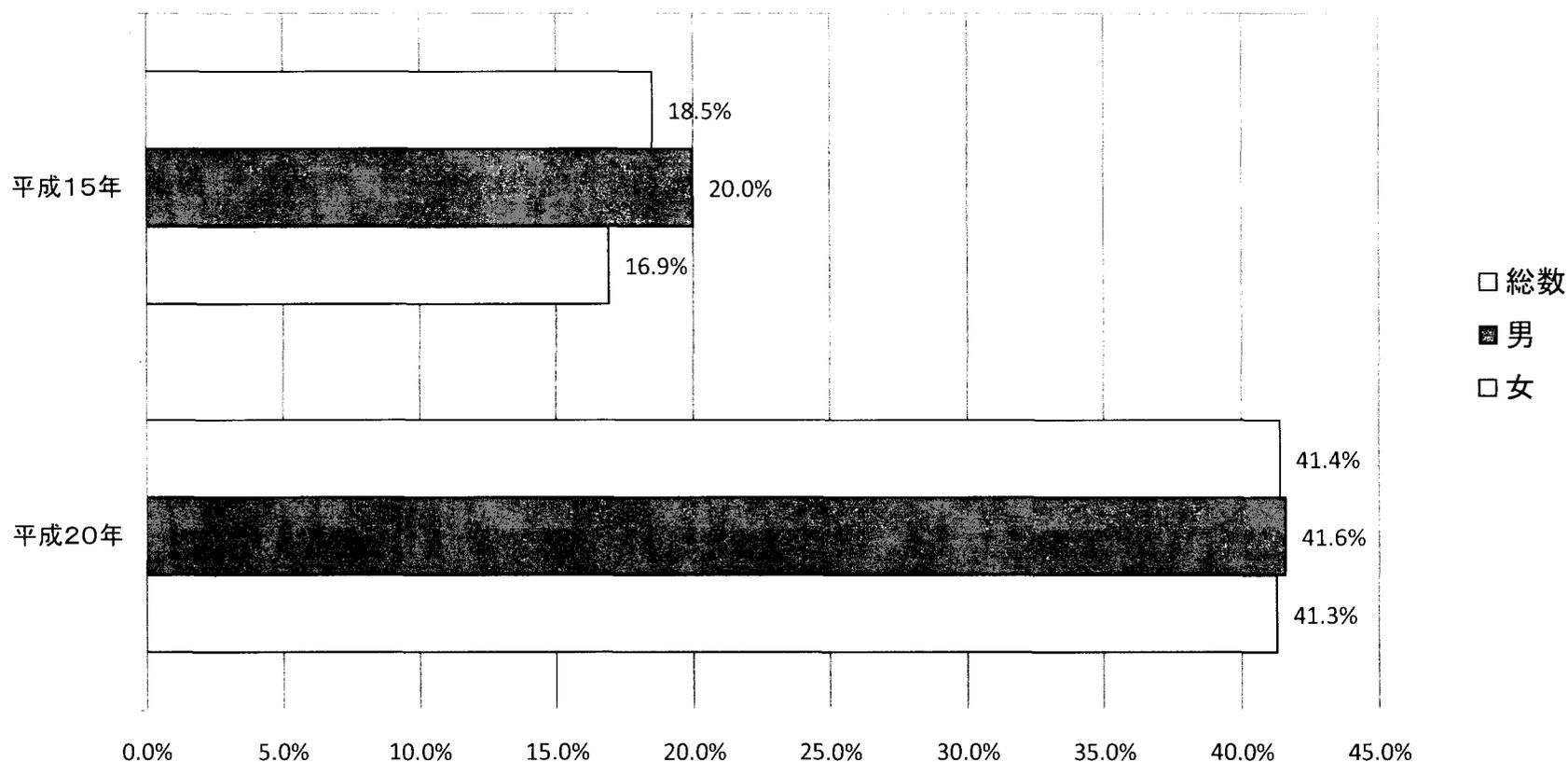


※県外への広域入所措置割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値
 県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値

(4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所が増加しており、施設内における児童に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1. 総数には、性別不詳を含む。

2. 平成15年度からの調査項目である。